

【追加】

（新旧対照）宮崎県次世代校務支援システム共同調達・構築支援業務委託仕様書

修正箇所	（旧）修正前	（新）修正後
7 受託者に必要な条件（４）	（４）受託者は、本業務に主として従事する業務責任者（県や市町村等に主として支援する者）については専任とし、提案書に基づくプレゼンテーションは、この業務責任者となる予定の者が行うこととする。 なお、業務責任者は以下のような要件を満たす者を選任することが望ましい。	（削除） （４）受託者は、本業務に主として従事する業務責任者（県や市町村等に主として支援する者）については専任とも、提案書に基づくプレゼンテーションは、この業務責任者となる予定の者が行うこととする。 なお、業務責任者は以下のような要件を満たす者を選任することが望ましい。